

現 場 説 明 書

工 事 名 行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事
工 事 場 所 行田市大字和田 1 2 4 2 番地

1. 工事概要

総合体育館の柔道場及び剣道場に空調設備を設置する工事一式

2. 工事範囲

現場説明書（質問回答書を含む）、特記仕様書、図面に示すとおりとする。

3. 施工条件

- (1) 工事期間中（資材搬入時含む）の施設利用者及び職員等への安全対策には十分配慮すること。
- (2) 監督員及び施設管理者との協議結果を踏まえて、仮設計画を検討すること。
- (3) 施工に支障となる備品等の移動復旧は受注者の負担と責任において行うこと。
- (4) 機器類及び材料については、あらかじめ納期を考慮し、遅延なく施工できるよう配慮し、
発注前に監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 施工期間については、下記の日程とすること。
 - ・ 柔道場：令和8年12月7日から令和9年1月29日まで
 - ・ 剣道場：令和9年1月12日から令和9年2月26日までただし、詳細工程については、監督員及び施設管理者との協議結果を踏まえて決定すること。

4. 工事中の安全管理等

- (1) 事前に調査を行い、災害防止及び公害防止（騒音・振動・閃光・塵埃・作業時間・工事車両の運行等）に万全の対策を講じること。万一、受注者の不注意等により被害を及ぼした場合、監督員に遅滞なく連絡し、その指示に従い処理すること。

- (2) 工事現場の安全衛生に関しては、関係法規に従って管理を行うこと。
- (3) 材料（特に発火しやすいもの）の保管は、受注者の責任において管理すること。
- (4) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故防止に努めること。

5. 中間検査の実施

- (1) 受注者は、下記のいずれかに該当する場合は、「行田市中間検査実施基準」に基づき、中間検査を受けなければならない。
 - 1. 構造物に欠陥があることで重大な管理上のかしが予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事
 - 2. 請負金額が1, 000万円以上の工事
 - 3. 工事主管部長が必要と認めた工事
- (2) 中間検査の実施時期については、監督員と協議し決定する。

6. 労働環境調査モデル工事

予定価格（消費税等相当額を含む）1, 000万円以上の工事は、行田市「労働環境調査モデル工事」試行要領の対象となる。

7. 週休2日制モデル工事

本工事は、行田市営繕工事「週休2日制モデル工事」試行要領の対象工事である。
「月単位の週休2日」

行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事

図番	図面名称
M-00	表紙・図面リスト
M-01	機械設備工事特記仕様書（1）
M-02	機械設備工事特記仕様書（2）
M-03	案内図・配置図兼仮設計画図
M-04	1階平面図兼仮設計画図
M-05	2階平面図兼仮設計画図
M-06	機器表
M-07	1階設備平面図
M-08	2階設備平面図
M-09	1階ドレン平面図
M-10	2階ドレン平面図
M-11	部分詳細図 1
M-12	部分詳細図 2

図番	図面名称
E-01	電気設備工事特記仕様書（1）
E-02	幹線設備 1階平面図
E-03	動力設備 1階平面図
E-04	動力設備 2階平面図
E-05	弱電設備 1階平面図
E-06	高圧受変電設備図
E-07	空調動力盤結線図
E-08	空調動力盤標準結線図

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- | | | | | | | |
|---|--------|------------------------------|--|--|--|--|
| 2 | 工事名称 | 行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事 | | | | |
| 3 | 工事場所 | 行田市大字和1242番地 | | | | |
| 2 | 工期 | 契約日から令和9年3月31日 | | | | |
| 2 | 現場施工期間 | 柔道場: 令和8年12月7日から令和9年1月22日まで | | | | |
| | | 剣道場: 令和9年1月5日から令和9年2月26日まで | | | | |
| | | 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更ことがある。 | | | | |

4 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消 防 法 施 行 令 別 表 第 一	備 考
① 行田市総合体育館	R C 造	2 階 建 て	36,448.53㎡	(1) イ	観覧場 (体育館)
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工 事 種 目		工 事 種 別					
		①	②	③	④	⑤	屋外 一 式
●	空 気 調 和 設 備	一 式					
○	換 気 設 備						
○	排 煙 設 備						
●	自 動 制 御 設 備	一 式					
○	衛 生 器 具 設 備						
○	給 水 設 備						
○	排 水 設 備						
○	給 湯 設 備						
○	消 火 設 備						
○	厨 房 機 器 設 備						
○	ガ ス 設 備						

- 指定部分 ※無 ・有
- 対象部分：
- 工期：令和 年 月 日
- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
- 請負契約締結の日から、㊟現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
- 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 8 工事範囲 図示のとおり
- 9 機械設備工事概要

総合体育館の柔道場及び剣道場に空調設備を設置する工事一式

II 工事仕様

- 共通仕様**
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「**特別共通仕様書**」という。）、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編））、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「**標準仕様書等**」いう。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2 特記仕様

- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。

項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7Aaに含有の有無を確認し、7Aaを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の流通の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定する特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、行田市産とするよう努めるものとする。
2 電気保安技術者	・置く ※置かない
③ 施工条件	施工時間 ⓧ行政機関の休日に関する法律(第91号)に定める行政機関の休日以外。 ⓧ上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
4 技能士の適用	・配管施工(配管工事) ・建築板金施工(風道制作及び取付け) ・熱絶縁施工(保温工事) ・冷凍空調調和機器施工(冷凍空調機器の据付け)
⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び別記仕様書によるほか下記による。 ※取付けに係る設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所(事前に監督員の承諾を得る)に依頼し、行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫浮遊性物質の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに(概ね3ヶ月以内)流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の取付けに係る場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留窒素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
6 監督員事務所	本工事で ・設ける(規模) ※設けない
⑦ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し滞りなく行う。
⑧ 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない
⑩ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
11 建設発生の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土(但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・山砂の類
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	※再生砂などは原則として使用しない。 ・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は ※本工事 ・別途) (1) 引渡しを要するもの() (2) 買取処分をするもの() (3) 再生資源化を図るもの(・硬質塩化ビニル管 ・) (4) 特別管理産業廃棄物() ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。
⑮ 容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
16 配管	(1) 地中埋設配管(排水管を除く) 1) 地中埋設機(コンクリート製) ※要(図示の箇所) ・不要 2) 地中埋設機(キャップタイプ) ※要(舗装部の分岐、曲部) ・不要 3) 埋設型ステップ(2倍折込み) ※要 ・不要
⑰ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)を参考とする。 ただし、設計用地震力(水平及び鉛直)は次の設計用水平地震力 K_H 及び設計用鉛直地震力 K_V ($K_H/2$)を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。
設計用水平地震力	
設置場所	耐震安全性の分類
	・特定の施設 ・一般の施設
上層階	重要機器 一般機器 重要機器 一般機器
	2.0 1.5 1.5 1.0
屋上及び塔屋	(2.0) (2.0) (2.0) (1.5)
	<2.0> <1.5> <1.5> <1.0>
中間階	1.5 1.0 1.0 0.6
	(1.5) (1.5) (1.5) (1.0)
1階及び地下階	<1.5> <1.0> <1.0> <0.6>
	1.0 0.6 0.6 0.4
	(1.0) (1.0) (1.0) (0.6)
	<1.5> <1.0> <1.0> <0.6>
(注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < >内の数値は水槽類に適用する。	
※上層階とは2～6階建の場合は上層3階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階)	
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの(平屋建の場合は無し)	
重要機器は次のものを示す。	
給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器	
防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置	
火を使用する設備 避難経路上に設置する機器	
⑰-1 あと施工アンカー	機器、配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

⑮ 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別		保 温 種 別
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内、ＰＳ内及び空間壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
蒸 気 管	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅱ
	天井内、ＰＳ内及び空間壁中	C2・（イ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（イ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
	天井内、ＰＳ内及び空間壁中	C1・（ロ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ロ）・Ⅰ
温 水 管 （膨張管を含む。）	機械室、書庫、倉庫	B・（ロ）・Ⅰ
	天井内、ＰＳ内及び空間壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（ロ）・Ⅰ

- (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。
屋外露出部 ※溶接ヒズ化カバー (※樹脂製) ・亜鉛メッキ鋼板製 (SUS製)
屋外露出部 ※溶接アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング
・保護ヒズ化カバー (※樹脂製) ・亜鉛メッキ鋼板製 (SUS製)
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替えて、アルミ加工ヒズ原板を使用する。
3. 機器類の保温材の施し方は、(※グラウアル保温材・ロックスウール保温材)とする。

ダクトの保温の種別		保 温 種 別
区 分	施 工 箇 所	
長 方 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(□)・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(□)・XⅠ
	屋内隠べい、DS内	I・(□)・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	K3・(□)・XⅠ
円 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(□)・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(□)・XⅠ
	屋内隠べい、DS内	N・(□)・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	P3・(□)・XⅠ
消音内貼り	サブライチャンパー	M・(□)・Ⅸ
	消音チャンパー・消音エルボ	L・(□)・Ⅸ

- (注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。

給排水衛生設備工事の保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給 水 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内	c2・（□）・Ⅶ
	ＰＳ内及び空隙壁中	—
	市営住宅ＰＳ内	c2・（□）・Ⅶ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	d・（ハ）・Ⅶ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・（□）・Ⅶ
	ＰＳ及び空隙壁中	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	—
給 湯 管 （膨張管、空気抜き、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（□）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・（□）・Ⅰ
	天井内	c2・（□）・Ⅰ
	ＰＳ内及び空隙壁中	d・（□）・Ⅰ
	屋外露出及び浴室、厨房内の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（□）・Ⅰ

- (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかた部は塗装を施す。
2. 排水管の管壁が耐火２層管、耐火V.Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別別の材料及び施工順序3、4に替へ、アルミガラス化粧紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、(グラスウール・ロックウール)とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3、(ハ)・Ⅵとする。
6. 便所内露出するSUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備等使用する便所(特別洗滌学校等)以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工場所により保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
- ※屋外露出給水管(呼び径20以下のみ)は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部(給水管、消火管、給湯管、膨脹管、弁類を含む。)は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さ20mmとする。
・保温材料はグラスウールとし、凍結防止機構を設置。

- 露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
- また、屋外で溶融鉛に鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
- 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐素外線性能を有するものとする。
- また、自動制御設備に附帯する配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

- | | | |
|----|----------------------|--|
| 22 | はつり及びあと
施工アンカー打設 | 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。 |
| 23 | 管の埋設深さ | (1) 公道上では、道路管理者の指定する深さとする。
(2) 構内車道両側では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。
(3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。 |
| 24 | 既設管分岐・接続 | 既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。
やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。 |
| 25 | 絶縁継手の設置
・種別 | ※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管
※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分
※50A以下は絶縁二重管とし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ |
| 26 | 他工事との
取合区分 | スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合せする。 |
| 27 | 施工図等の取扱い | 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。 |
| 28 | 保 険 | 受注者は工事事務対象及び工事材料について契約から引渡まで(工期+1ヶ月、) 火災を火災が保障対象となっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。 |
| 29 | 配管識別 | 配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。 |
| 30 | 墜落制止用器具
(フルハーネス型) | ※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)による
・使用を要しない |
| 31 | 誘導電動機 | 三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。 |
| 32 | 完成図書
の電子納品 | 完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ○適用しない
完成図書の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。
また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。
市営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。 |
| 33 | そ の 他 | 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 |

- | | |
|-----------|--|
| ① 共通事項 | <p>改修工事で特に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。</p> |
| ② 改修部分の足場 | <p>本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。</p> <p>(1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・</p> <p>(2) 外部足場 ※ A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種</p> <p>※足場を設ける場合は、「(「手すり先行工法に関するガイドライン」について) (厚生労働省発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能をもつ足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。</p> |

- ③ 既存部分養生・
既存家具等養生
- (1) 関係受注業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
○木工事で負担とする。(種別は(2)による。)
- (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。
※ビニールシート・合板

- ④ 備品等の移動
- 5 仮設間仕切り
- ・別途工事 ○本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
- (1) 関係請負業者と共用部分
※別契約の関係発注者が定着したものは無償で使用できる。
・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)
- (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。

- ⑥ 撤去後機材の扱い
- (1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。
- (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生物品として監督員に報告する。
- それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。

- ⑦ 支持金物の再使用
- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| ① インサート金物 | ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる
※新品 |
| ② 形鋼支持金物等 | ・再使用できる ⊗新品 |

- ⑧ あと施工アンカーの種別 金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。

- 9 フロン回収 冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。
※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。

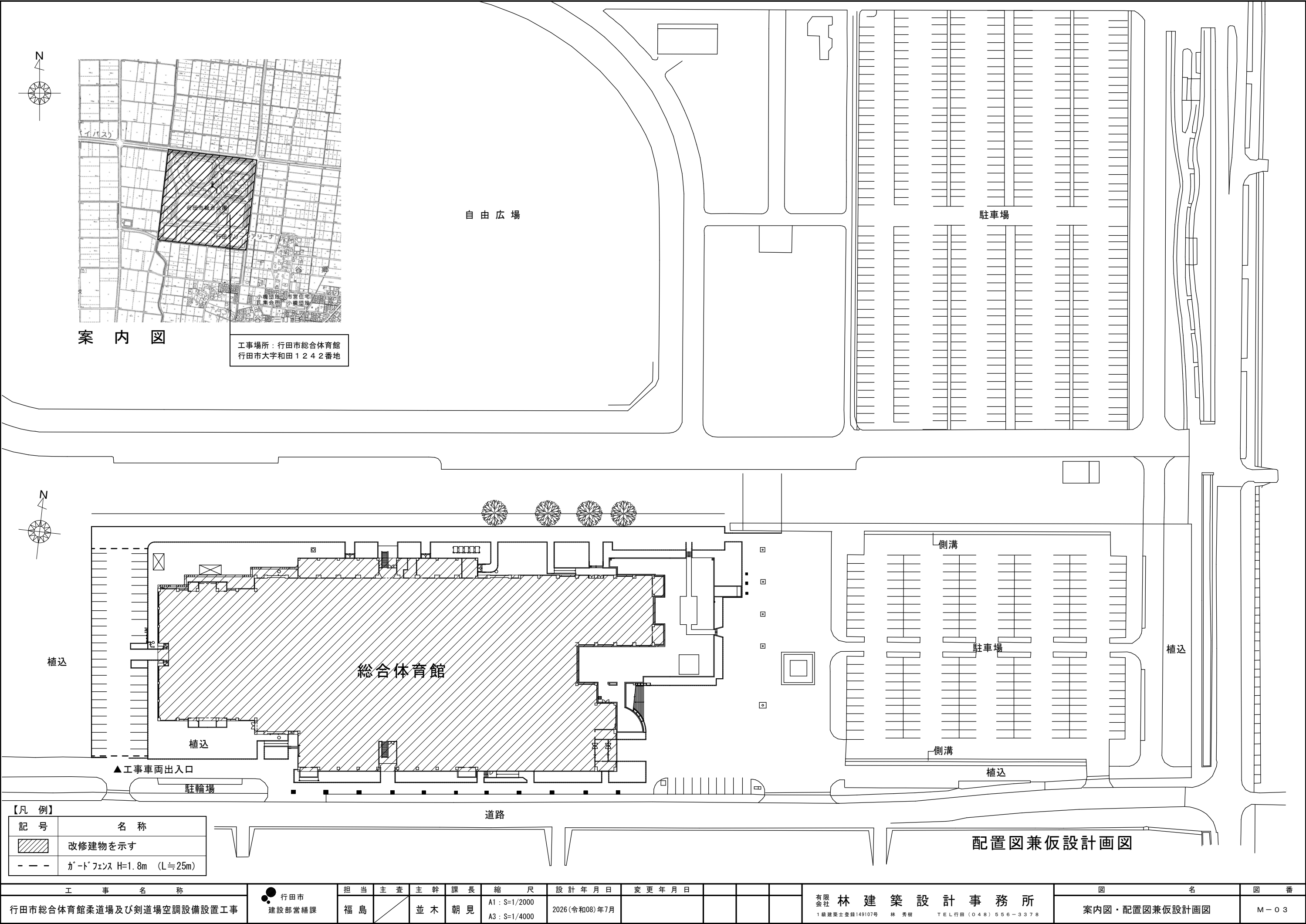
- | | | |
|----|-------------|--|
| 10 | 総合調整 | ・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整 |
| 11 | 既設基礎類の解体はつり | 建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。
現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを |

- ⑫ アスベスト事前調査結果の報告 全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物の施工含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。

- ⑬ その他
- (1) 図面上の縮尺は、JIS A3版とした縮尺とする。
- (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
- 2026.4

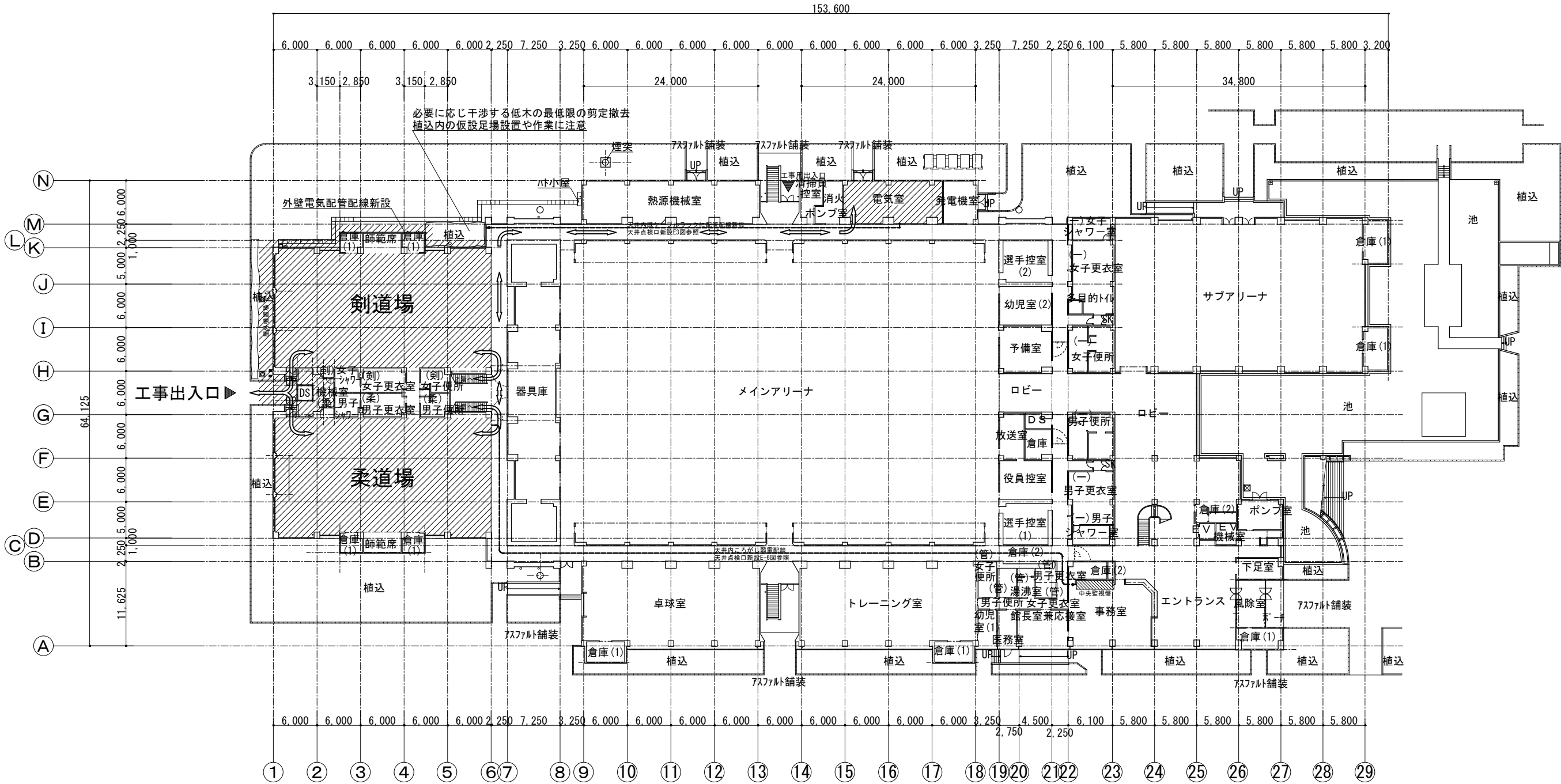
工 事 名 称	 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所 1 級 建 築 士 登 録 149107 号 林 秀 樹 T E L 行 田 (0 4 8) 5 5 6 - 3 3 7 8	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木	朝 見	A1：S=NS A3：S=NS	2026(令和08)年7月						機械設備工事特記仕様書（1）	M-01

[illegible]

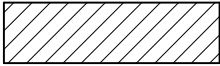


【凡 例】	
記 号	名 称
	改修建物を示す
	ガードフェンス H=1.8m (L≒25m)

工 事 名 称		 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有限 会社 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL 行田 (048) 556-3378	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事			福 島		並 木	朝 見	A1 : S=1/2000 A3 : S=1/4000	2026(令和08)年7月							案内図・配置図兼仮設計画図



<凡例>

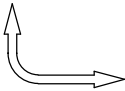


工事対象範囲を示す。

工事対象範囲及び搬入通路については養生及び整理清掃後片付けを行こと。
搬入経路以外を経路として使用する場合はその経路も養生及び整理清掃の範囲となる。
清掃は必要に応じて行こと。
工事対象範囲の各室の工事中管理は既存の鍵で管理を行うこと。



工事用出入口を示す。



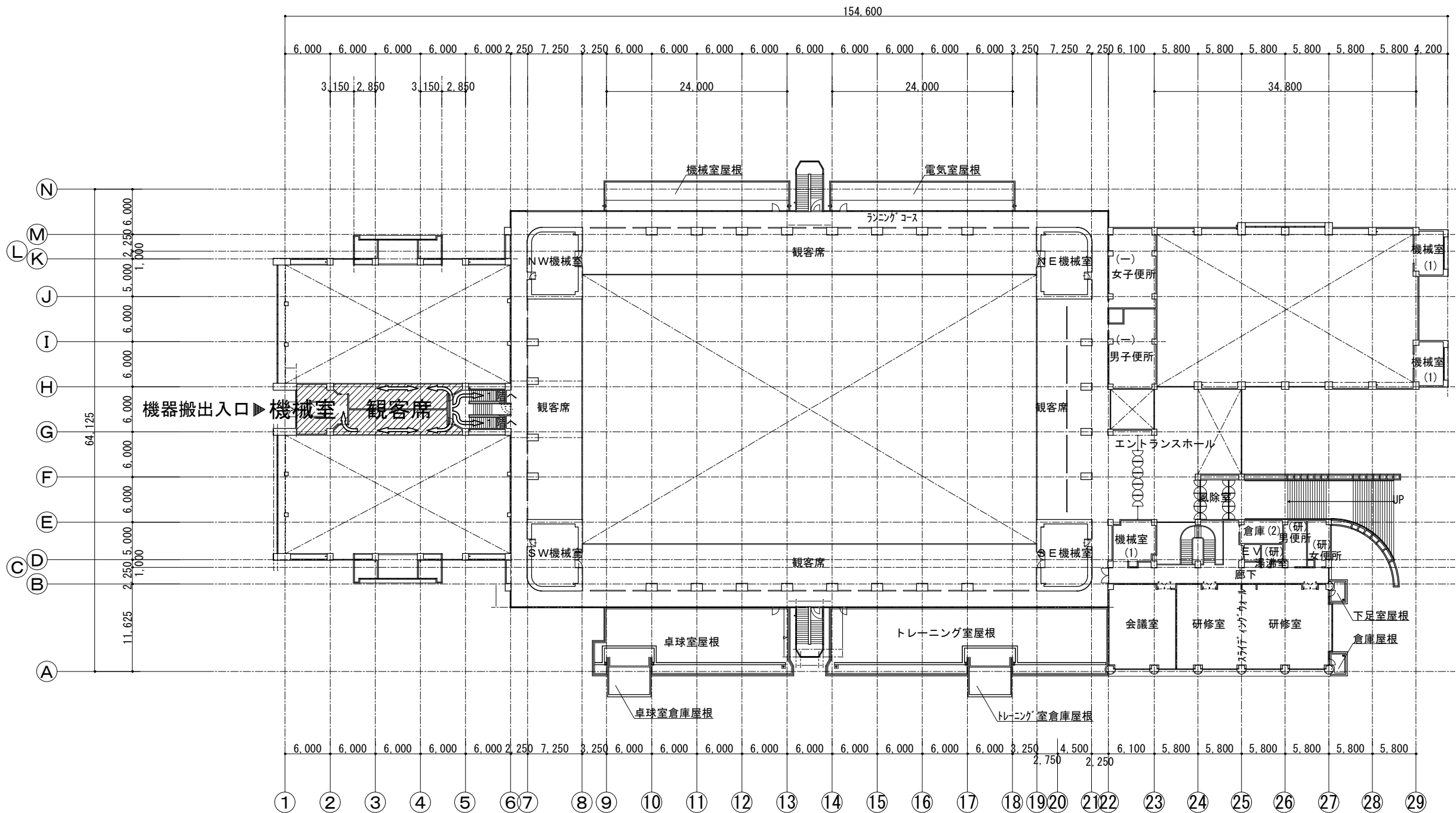
搬出入経路を示す。搬出入経路以外を使用する場合は施設と事前に打合せのこと。
工事用の出入口及び搬入経路を使用する場合であっても、施設運営の状況を十分把握し、
施設と調整の上、施設運営に支障のないように、安全対策を考慮し使用すること。

<注記>

1. 工事実施中範囲は常時ラバーコーン又はカラーコーン、コーンバー、バリケード等で仮囲いを行うと共に施設利用者のために簡易な注意喚起用工事看板を設置し十分安全対策を行うこと。
2. 内部工事範囲及び搬出入通路については養生及び整理清掃後片付けを行うこと。
監督員と協議の上、搬出入経路以外を経路として使用する場合はその経路も養生及び整理清掃の範囲となる。
清掃は必要に応じて行こと。
3. はつり作業等を行う際、騒音・粉塵等が利用者等に迷惑にならないよう十分に配慮すること。
4. 粉塵等の飛散の予防の為、出来る限り施工範囲外へ影響がないよう養生等を行うこと。

1 階平面図兼仮設計画図

工 事 名 称		 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 会 社 林 建 築 設 計 事 務 所		図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事			福 島		並 木	朝 見	A1 : S=1/300 A3 : S=1/600	2026(令和08)年7月					1 級 建 築 士 登 録 149107 号 林 秀 樹 T E L 行 田 (0 4 8) 5 5 6 - 3 3 7 8	1 階平面図兼仮設計画図		M - 0 4



<凡例>

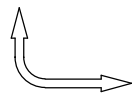


工事対象範囲を示す。

工事対象範囲及び搬入通路については養生及び整理清掃後片付けを行こと。
搬入経路以外を経路として使用する場合はその経路も養生及び整理清掃の範囲となる。
清掃は必要に応じて行こと。
工事対象範囲の各室の工事中管理は既存の鍵で管理を行うこと。



機器搬出入口を示す。



搬出入経路を示す。搬出入経路以外を使用する場合は施設と事前に打合せのこと。
工事用の出入口及び搬入経路を使用する場合であっても、施設運営の状況を十分把握し、
施設と調整の上、施設運営に支障のないように、安全対策を考慮し使用すること。

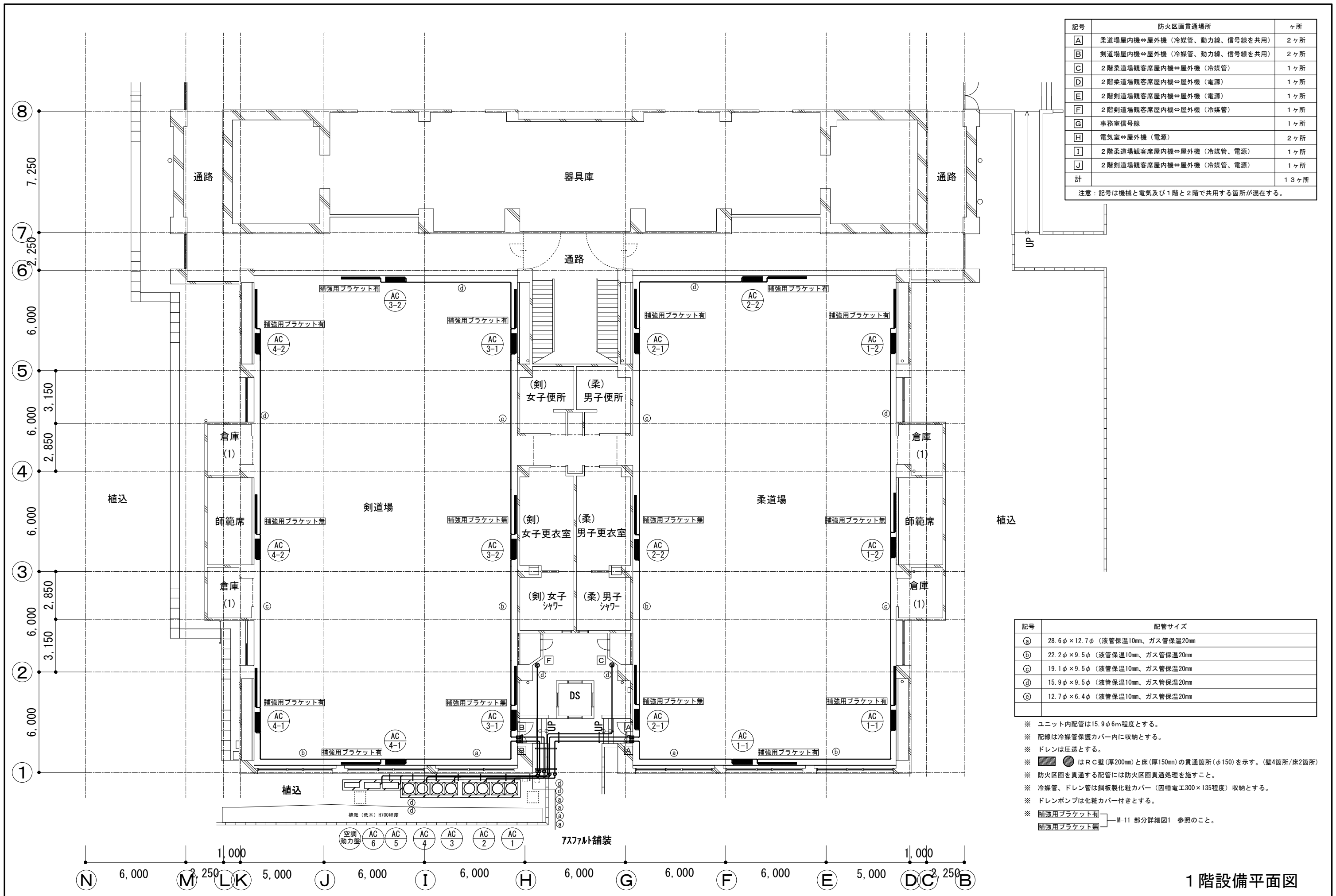
<注記>

1. 工事実施中範囲は常時ラバーコーン又はカラーコーン、コーンバー、バリケード等で仮囲いを行うと共に施設利用者のために簡易な注意喚起用工事看板を設置し十分安全対策を行うこと。
2. 内部工事範囲及び搬出入通路については養生及び整理清掃後片付けを行うこと。
監督員と協議の上、搬出入経路以外を経路として使用する場合はその経路も養生及び整理清掃の範囲となる。
清掃は必要に応じて行うこと。
3. はつり作業等を行う際、騒音・粉塵等が利用者等に迷惑にならないよう十分に配慮すること。
4. 粉塵等の飛散の予防の為、出来る限り施工範囲外へ影響がないよう養生等を行うこと。

2階平面図兼仮設計画図

工 事 名 称		担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		行田市 建設部営繕課	福 島	並 木	朝 見	A1 : S=1/300 A3 : S=1/600	2026(令和08)年7月					2階平面図兼仮設計画図	M-05
有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL: 行田(048)556-3378													

記号	機器名称	仕様・寸法等	起動方式	電源		消費電力	設置場所	台数	参考型番(付属品含む)
				φ	V	Kw			
AC-1	マルチエアコン(屋外機)	冷房：45kw 暖房：50kw	インバーター	3	200	冷12.4 暖11.8	屋外	1	RAS-GP450TG(K)/日立製
AC-1-1	マルチエアコン(屋内機)	冷房：11.2kw 暖房：12.5kw		1	200	0.09	柔道場	2	RPK-GP112KA/日立製
AC-1-2	マルチエアコン(屋内機)	冷房：9.0kw 暖房：10.0kw		1	200	0.08	柔道場	2	RPK-GP90KA/日立製
	輻射パネル						柔道場	4	LOWBOYタイフ®/(株)エコファクトリー製
AC-2	マルチエアコン(屋外機)	冷房：45kw 暖房：50kw	インバーター	3	200	同上	屋外	1	RAS-GP450TG(K)/日立製
AC-2-1	マルチエアコン(屋内機)	冷房：11.2kw 暖房：12.5kw		1	200		柔道場	2	RPK-GP112KA/日立製
AC-2-2	マルチエアコン(屋内機)	冷房：9.0kw 暖房：10.0kw		1	200		柔道場	2	RPK-GP90KA/日立製
	輻射パネル						柔道場	4	LOWBOYタイフ®/(株)エコファクトリー製
AC-3	マルチエアコン(屋外機)	冷房：45kw 暖房：50kw	インバーター	3	200	同上	屋外	1	RAS-GP450TG(K)/日立製
AC-3-1	マルチエアコン(屋内機)	冷房：11.2kw 暖房：12.5kw		1	200		剣道場	2	RPK-GP112KA/日立製
AC-3-2	マルチエアコン(屋内機)	冷房：9.0kw 暖房：10.0kw		1	200		剣道場	2	RPK-GP90KA/日立製
	輻射パネル						剣道場	4	LOWBOYタイフ®/(株)エコファクトリー製
AC-4	マルチエアコン(屋外機)	冷房：45kw 暖房：50kw	インバーター	3	200	同上	屋外	1	RAS-GP450TG(K)/日立製
AC-4-1	マルチエアコン(屋内機)	冷房：11.2kw 暖房：12.5kw		1	200		剣道場	2	RPK-GP112KA/日立製
AC-4-2	マルチエアコン(屋内機)	冷房：9.0kw 暖房：10.0kw		1	200		剣道場	2	RPK-GP90KA/日立製
	輻射パネル						剣道場	4	LOWBOYタイフ®/(株)エコファクトリー製
AC-5	マルチエアコン(屋外機)	冷房：7.1kw 暖房：8.0kw	インバーター	3	200	冷1.85 暖1.93	屋外	1	RAS-GP80RSH3/日立製
AC-5-1	マルチエアコン(屋内機)	冷房：3.6kw 暖房：4.0kw		1	200		観客席	2	RCID-GP40KA/日立製
AC-6	マルチエアコン(屋外機)	冷房：7.1kw 暖房：8.0kw	インバーター	3	200	冷1.85 暖1.93	屋外	1	RAS-GP80RSH3/日立製
AC-6-1	マルチエアコン(屋内機)	冷房：3.6kw 暖房：4.0kw		1	200		観客席	2	RCID-GP40KA/日立製



記号	防火区画貫通場所	ヶ所
A	柔道場屋内機⇔屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
B	剣道場屋内機⇔屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
C	2階柔道場観客席屋内機⇔屋外機（冷媒管）	1ヶ所
D	2階柔道場観客席屋内機⇔屋外機（電源）	1ヶ所
E	2階剣道場観客席屋内機⇔屋外機（電源）	1ヶ所
F	2階剣道場観客席屋内機⇔屋外機（冷媒管）	1ヶ所
G	事務室信号線	1ヶ所
H	電気室⇔屋外機（電源）	2ヶ所
I	2階柔道場観客席屋内機⇔屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
J	2階剣道場観客席屋内機⇔屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
計		13ヶ所

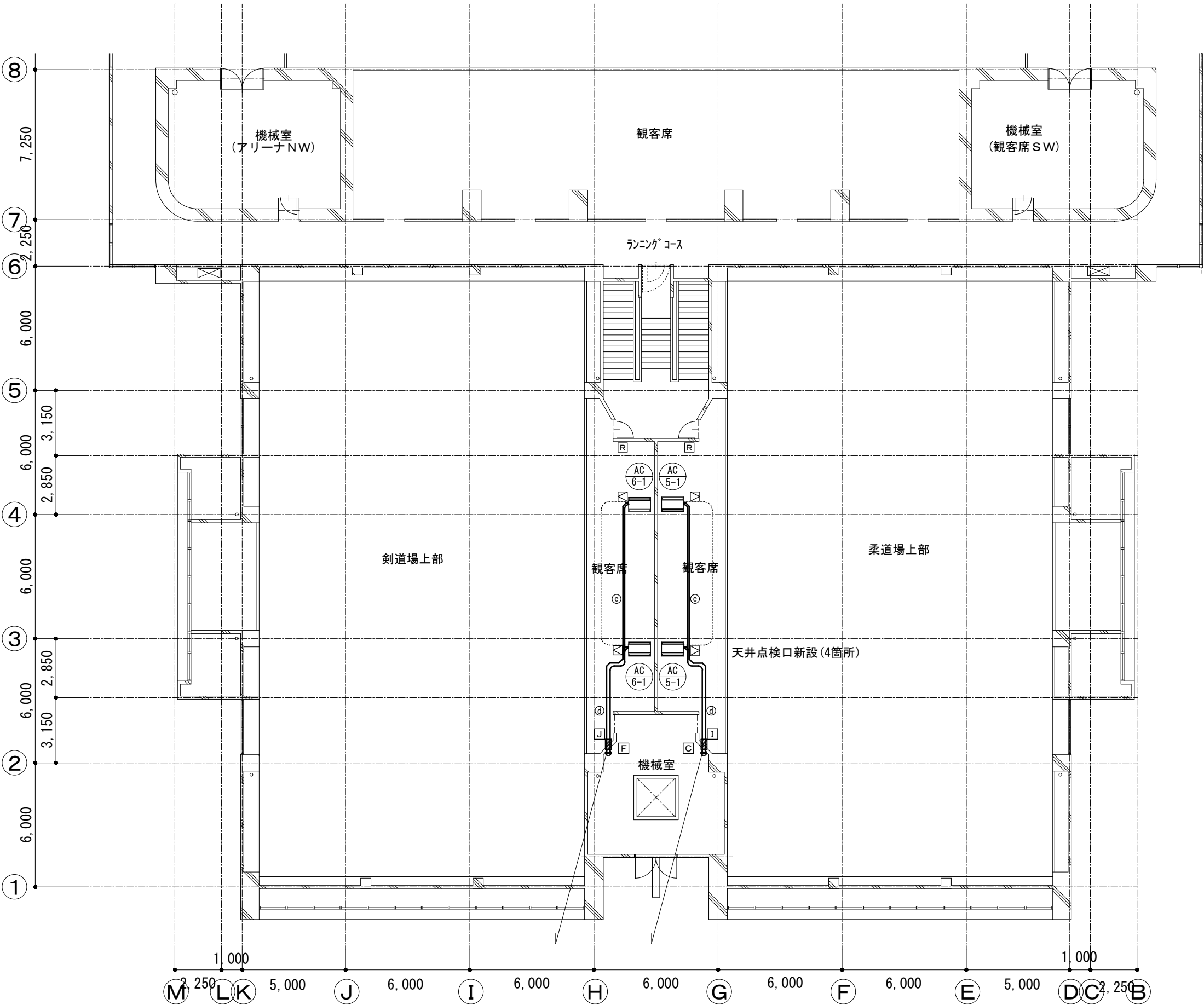
注意：記号は機械と電気及び1階と2階で共用する箇所が混在する。

記号	配管サイズ
㊦	28.6φ×12.7φ (液管保温10mm、ガス管保温20mm)
㊧	22.2φ×9.5φ (液管保温10mm、ガス管保温20mm)
㊨	19.1φ×9.5φ (液管保温10mm、ガス管保温20mm)
㊩	15.9φ×9.5φ (液管保温10mm、ガス管保温20mm)
㊪	12.7φ×6.4φ (液管保温10mm、ガス管保温20mm)

- ※ ユニット内配管は15.9φ6m程度とする。
- ※ 配線は冷媒管保護カバー内に収納とする。
- ※ ドレンは圧送とする。
- ※  ● はR C壁(厚200mm)と床(厚150mm)の貫通箇所(φ150)を示す。(壁4箇所/床2箇所)
- ※ 防火区画を貫通する配管には防火区画貫通処理を施すこと。
- ※ 冷媒管、ドレン管は銅板製化粧カバー (因幡電工300×135程度) 収納とする。
- ※ ドレンポンプは化粧カバー付きとする。
- ※

標準用ブラケット有 標準用ブラケット無	}	M-11 部分詳細図1 参照のこと。
--	---	--------------------

工 事 名 称	 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有限会社 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL行田(048)556-3378	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木	朝 見	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200	2026(令和08)年7月						1階設備平面図	M-07



記号	防火区画貫通場所	ヶ所
A	柔道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
B	剣道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
C	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
D	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
E	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
F	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
G	事務室信号線	1ヶ所
H	電気室⇄屋外機（電源）	2ヶ所
I	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
J	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
計		13ヶ所
注意：記号は機械と電気及び1階と2階で共用する箇所が混在する。		

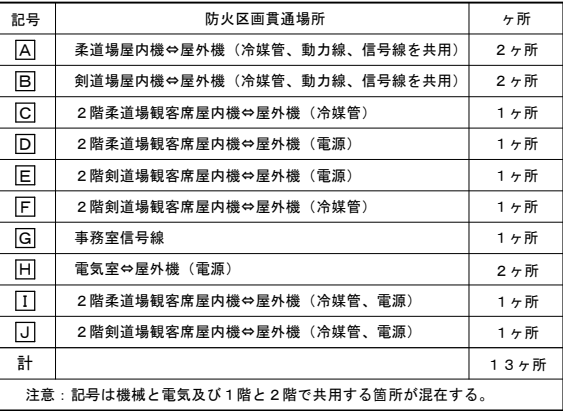
凡例	仕 様
	天井点検口：アルミ製 450角（4箇所）
	ワイヤードリモコン：壁付け（2箇所）

記号	配管サイズ
Ⓐ	28.6φ×12.7φ（液管保温10mm、ガス管保温20mm リモン線1.25mm2×2c 電源線HIV2mm）
Ⓑ	22.2φ×9.5φ（液管保温10mm、ガス管保温20mm リモン線1.25mm2×2c 電源線HIV2mm）
Ⓒ	19.1φ×9.5φ（液管保温10mm、ガス管保温20mm リモン線1.25mm2×2c 電源線HIV2mm）
Ⓓ	15.9φ×9.5φ（液管保温10mm、ガス管保温20mm リモン線1.25mm2×2c 電源線HIV2mm）
Ⓔ	12.7φ×6.4φ（液管保温10mm、ガス管保温20mm リモン線1.25mm2×2c 電源線HIV2mm）

- ※ ユニット内配管は15.9φ6m程度とする。
- ※ 配線は冷媒管共巻きとする。
- ※ はR C壁(厚200mm)の貫通箇所(φ150)を示す。(壁2箇所)
- ※ 防火区画を貫通する配管には防火区画貫通処理を施すこと。
- ※ 観客席の新設A Cと新設天井点検口詳細位置は現場合わせ（天井段差有）。
- ※ 新設天井点検口はアルミ製450角とする。

2階設備平面図

工 事 名 称		 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL 行 田 (048) 556-3378	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事			福 島		並 木	朝 見	A1：S=1/100 A3：S=1/200	2026(令和08)年7月							2階設備平面図

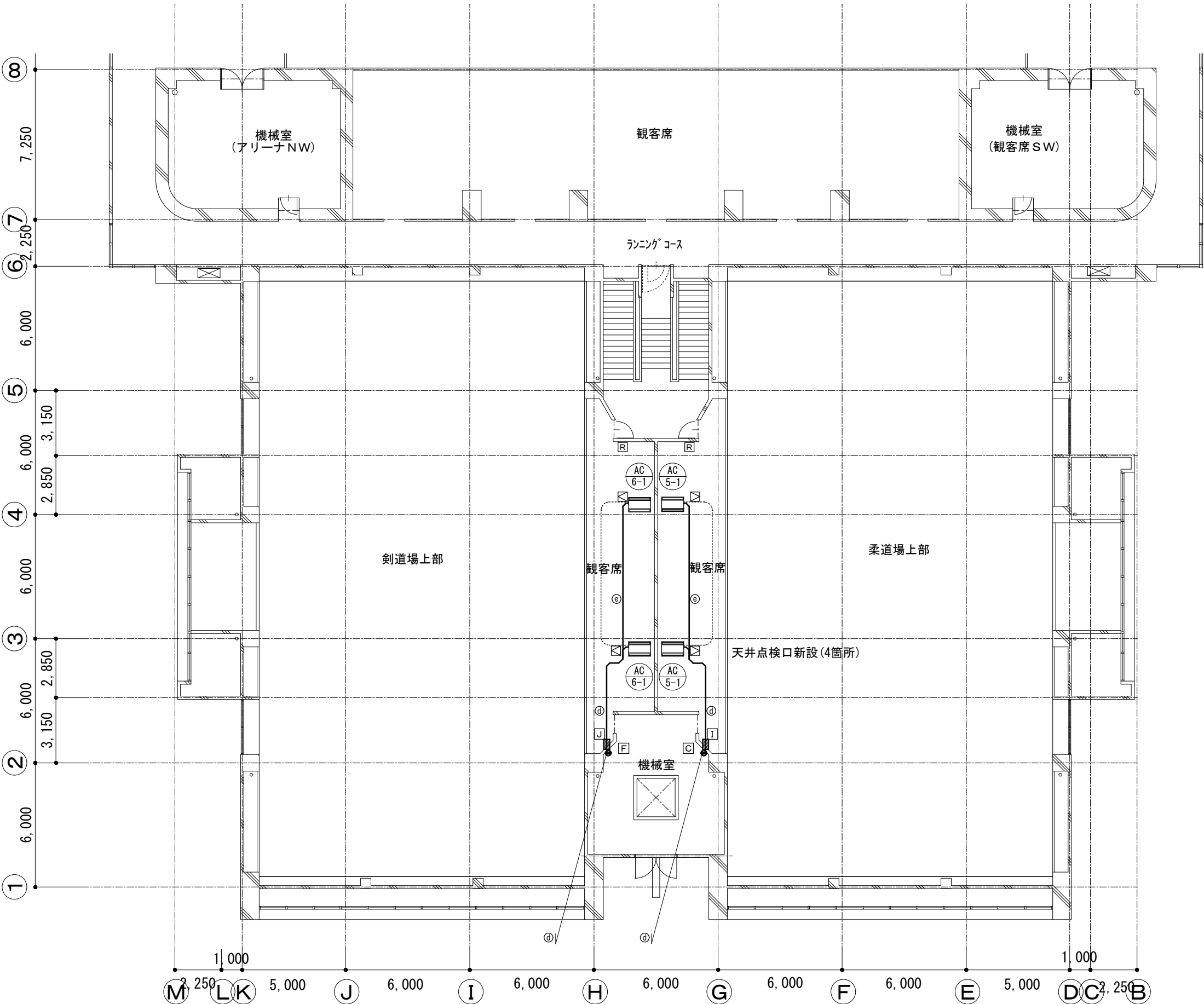


記号	配管サイズ
Ⓐ	空調用ACFレシ 30A
Ⓑ	空調用ACFレシ 30A
Ⓒ	空調用ACFレシ 30A
Ⓓ	空調用ACFレシ 25A
Ⓔ	空調用ACFレシ 25A

※   はRＣ壁(厚200mm)と床(厚150mm)の貫通箇所(φ150)を示す。(壁4箇所/床2箇所)
※ 防火区画を貫通する配管には防火区画貫通処理を施すこと。
※ ドレンポンプは化粧カバー付きとする。
※ ドレン管は圧力配管扱いであるが逆勾配は避けること。

1 階ドレン平面図

工 事 名 称	 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有限会社 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL行田(048)556-3378	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木	朝 見	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200	2026(令和08)年7月						1階ドレン平面図	M-09



記号	防火区画貫通場所	ヶ所
A	柔道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
B	剣道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
C	2階柔道場客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
D	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
E	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
F	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
G	事務室信号線	1ヶ所
H	電気室⇄屋外機（電源）	2ヶ所
I	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
J	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
計		13ヶ所
注意：記号は機械と電気及び1階と2階で共用する箇所が混在する。		

凡例	仕 様
	天井点検口：アルミ製 450角（4箇所）
	ワイヤードリモコン：壁付け（2箇所）

記号	配管サイズ
a	空調用ACドレン 30A
b	空調用ACドレン 30A
c	空調用ACドレン 30A
d	空調用ACドレン 25A
e	空調用ACドレン 25A

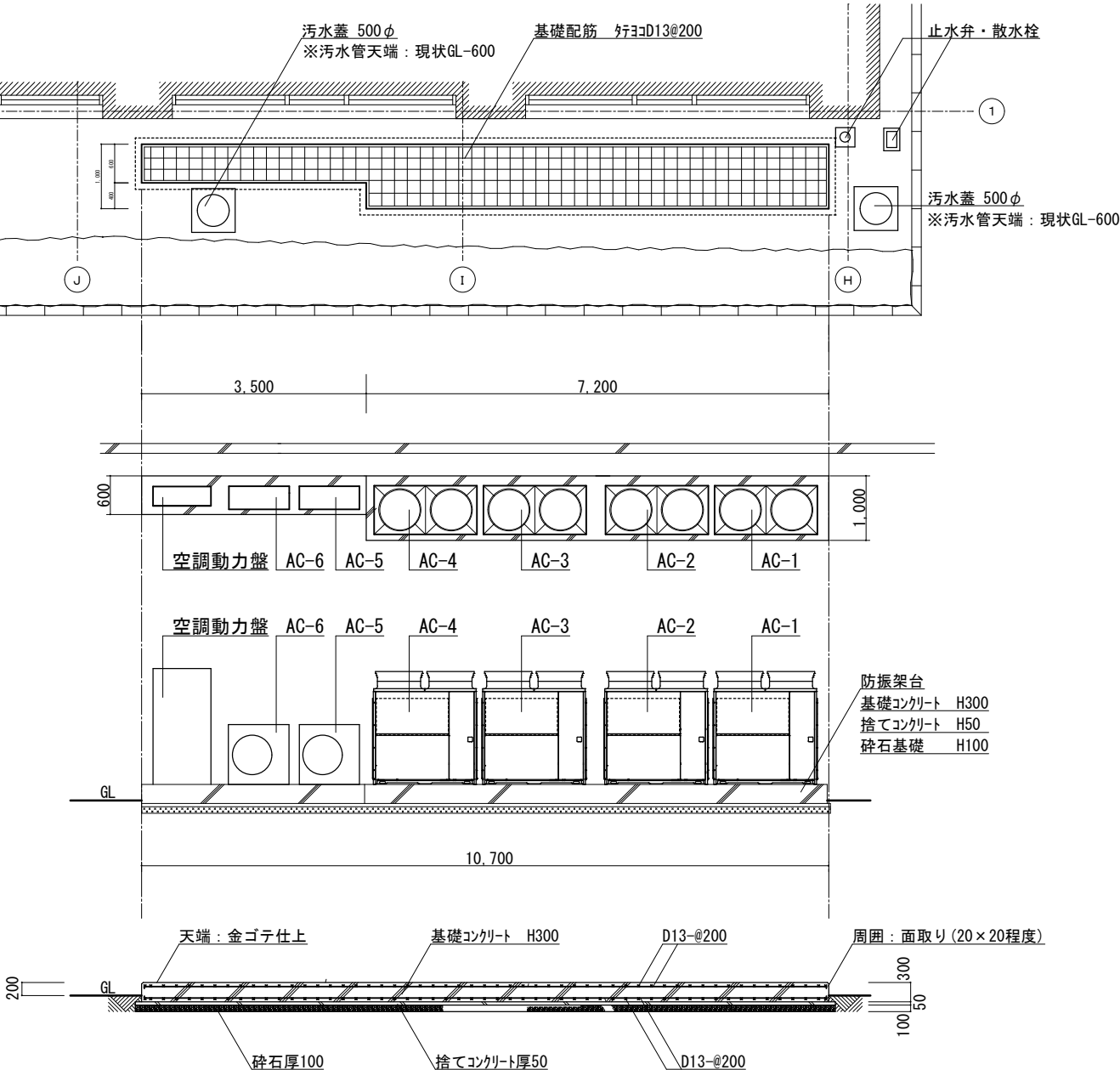
- ※ はR/C壁（厚200mm）の貫通箇所（φ150）を示す。（壁2箇所）
- ※ 防火区画を貫通する配管には防火区画貫通処理を施すこと。
- ※ ドレンポンプは化粧カバー付きとする。
- ※ ドレン管は圧力配管扱いであるが逆勾配は避けること。
- ※ 観客席の新設ACと新設天井点検口詳細位置は現場合わせ（天井段差有）。
- ※ 新設天井点検口はアルミ製450角とする。

2階ドレン平面図

工 事 名 称		 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所		図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事			福 島		並 木	朝 見	A1：S=1/100 A3：S=1/200	2026(令和08)年7月					1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL 行 田（048）556-3378	2階ドレン平面図		M-10

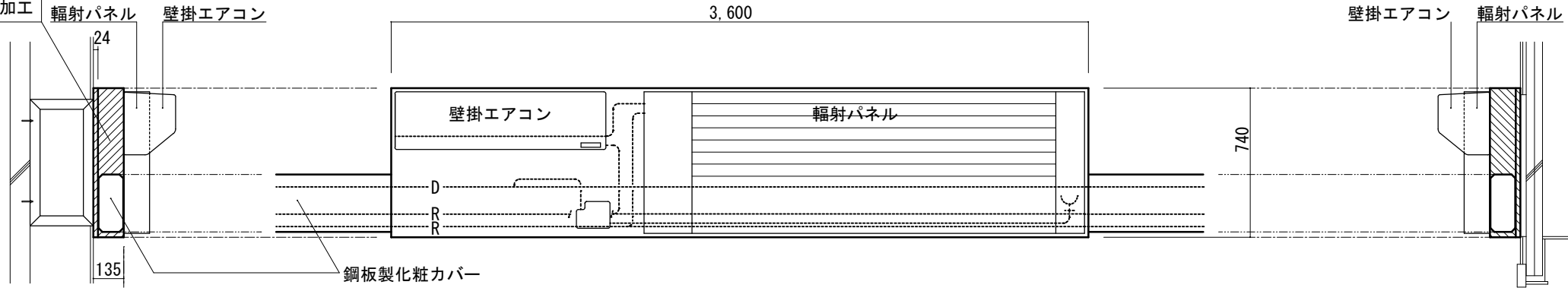
パネル取付図（柔道場及び剣道場西面）S=1/30		パネル取付図（剣道場北面 柔道場南面）S=1/30		パネル取付図（剣道場南面 柔道場北面）S=1/30		パネル取付図（柔道場及び剣道場東面）S=1/30															
パネル取付詳細図（柔道場及び剣道場西面）NS		パネル取付詳細図（剣道場北面 柔道場南面）NS		パネル取付詳細図（剣道場南面 柔道場北面）NS		パネル取付詳細図（柔道場及び剣道場東面）NS															
※隠蔽部分の下地の状況に応じ補強の上、合板は下地に堅固に取り付けること。		※隠蔽部分の下地の状況に応じ補強の上、合板は下地に堅固に取り付けること。		※隠蔽部分の下地の状況に応じ補強の上、合板は下地に堅固に取り付けること。		※隠蔽部分の下地の状況に応じ補強の上、合板は下地に堅固に取り付けること。															
工 事 名 称		担 当		主 査		主 幹		課 長		縮 尺		設 計 年 月 日		変 更 年 月 日		有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所		図 名		図 番	
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木		朝 見		A1 : S=1/30 A3 : S=1/60		2026(令和08)年7月						1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL 行 田 (048) 556-3378		部分詳細図 1		M-11	

基礎躯体共通事項	
普通コンクリート	設計基準強度 $F_c = 21\text{N/mm}^2$ 耐久設計基準強度 F_d 採用しない 構造体強度補正值(S)採用しない スランプ $S = 18\text{cm}$
捨てコンクリート	設計基準強度 $F_c = 18\text{N/mm}^2$ スランプ $S = 15$ 又は 18cm
鉄筋	D13 SD295A



屋外機基礎詳細図

エアコン屋内機及び輻射パネル取付枠
構造用合板24mm以上 補強加工 塗装仕上
化粧カバー部分は開口加工



<木質系仕上材壁>

※冷媒管、ドレン管は鋼板製化粧カバー（因幅電工300×135程度）収納とする。

※木質系仕上材（t=15）、石膏ボード（t=12）GL工法の壁に対し木製化粧柱（タテ壁見切り）があり壁より1mmチリがあるためチリ加工要す。 <石膏ボードGL工法壁>

※柔道場及び剣道場とも観客席側の観客席両サイドの木製化粧柱（タテ壁見切り）際にタテモールがあるのでモール加工要す。

屋内機取付詳細図

工事名称		担当	主査	主幹	課長	縮尺	設計年月日	変更年月日				図名	図番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福島		並木	朝見	A1 : S=1/30 A3 : S=1/60	2026(令和08)年7月					部分詳細図 2	M-12

1	工事概要	
1.1	工事名	行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事
1.2	工事場所	行田市大字和1242番地
1.3	工期	契 約 日 から 令和 9年 3月31日 まで
	現場施工期間	柔道場: 令和8年12月7日 から 令和9年1月22日 まで 剣道場: 令和9年1月5日 から 令和9年2月26日 まで 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 電灯設備 ○ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備 |
|--|---|

- ## 2 工事仕様
- ### 2.1 共通仕様
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建築物標準仕様書（電気設備工編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- ### 2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。）
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。）

項	目	特 記 事 項
①	機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配属事項を満たすこと。 調達する工事材料は、行田市産とするよう努めるものとする。
②	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③	工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる。・できない
⑤	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ○本工事とする。
6	監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない
⑦	保 険	受注者は工事的物品及び工事材料について契約から引渡しまで（工期 + 1カ月間）まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8	再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付ける。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9	完成図書の 電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・適用しない 完成図書の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者を記載する。完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 市営住宅の完成図書の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
⑩	発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・別途） (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） () (3) 再生資源化を図るもの（蛍光管） () 蛍光管等は再生資源化施設等に搬出し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

①

金属電線管の
塗装

②

鍵

13

地中電線路

④

回路の種別
行先の表示

⑤

電線の接続

⑥

電線管の接続

17

接地工事

18

建設発生土の
処理

19

再生砂・再生砕石
再生アスコン使用

20

耐震施工

21

あと施工アンカー

22

はつり及びあと
施工アンカー打設

23

改修部分の足場

24

墜落制止用器具
(フルハーネス型)

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。

(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕書書のほか下記及び図面特記による。

敷き均し土	管 種 別
良質土	硬質ビニル電線管 (VE)
	耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE)
	波付硬質合成樹脂管 (FEP)
	ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)

(2) 地中電線路には、ケーブル埋設槽及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。

(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルは、回路の種別、行先の表示を行う。

湿気の高い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。

漏電遮断器で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑×黄又は緑×色帯で区別する。

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

※再生砂などは原則使用しない。
・監督員の了解を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり1立方メートルの六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

設備機器の固定等は、「建築設備調査設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。

(1) 設計用水平地震力

機器の重量 (kgf) に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類 ^(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類 ^(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類 ^(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電機装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
挿入系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設に、図面に明示する箇所についてスケッチ調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場
(2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種
※足場を設ける場合は、「(手すり先行工法等)に関するガイドライン」について(厚生労働省基本第0424001号平成21年4月24日)の「(手すり先行工法等)に関するガイドライン」により、「働きたい安心のある足場に関する法に基づき、解体又は変更の作業は、(手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準)の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)による
・使用を要しない

- 2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項	目	特	記	事	項
1	電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2口コンセントは様式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、市営住宅における戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防炎用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新築工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしるカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りであり裏面と塗りしるカバーの間が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルこころが記載で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。			
2	動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。			
3	雷保護設備	受雷部突針はL R 1とする。			
4	受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシース防止対策を施す。 (端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用) 受 電 電 圧 柱上用高圧空中負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 定格電圧 6.6kV 50Hz 交流3相3線式 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 電力用 kVA × 台 電灯用 kVA × 台 高圧進相コンデンサ 直列リアクトル kVar × 台 ・ 6 % ・ 13 % kVar × 台			
5	構内情報通信網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。			
6	電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ (概要)			
7	発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ (概要)			

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せの上、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合警内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者と立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	市営住宅
スイッチ (一般)	床上～中心	1,300	1,200
" (身体障害者用)	"	1,100	1,000
" (人感センサー切換用)	"	2,000	2,000
コソット、電話用7つ列、直列コソット (一般)	"	300	400
" (和室)	"	150	200
" (台上)	"		
防水型コンセント	台上～中心	150	500
	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	"	(上端1,900以下) 1,500	(上端1,900以下) 1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	"	900	900
復帰ボタン (")	"	1,800	1,800
廊下表示灯 (")	"	2,000	2,000
電子錠	"	(上端1,900以下) 1,500	2,000

- ### 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A 1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 3.4 完成図等
設計図（製本）
完成図（製本）
完成図（電子化媒体）
- ・二つ折り（A 1版）製本、2部提出
 - ・二つ折り（A 1版）製本、2部提出
 - 完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造所名、型式、容量または出力、数量等）を記載すること。
- 完成図（電子化媒体）
- ①D-R、1部（埼玉県建築工事面情報電子化媒体作成要領による）
 - CADデータの形式
 - ②JWW
 - ③SXF (sfc)
 - ④DXF
- Verについては監督員と協議する。
- 保全に関する資料
施工図
保証書
- 提出部数 1部
・ 部
・二つ折り（A 1版）製本、1部提出
①1部提出

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3
- ・中間処理施設 市 地内、（株）
- ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場へ搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
- ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）

第3条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督局と協議するものとする。

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

第5条 受注者は、汚泥の中間処理の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

第6条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

第7条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マフジスト」という。）により管理するものとする。

第8条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

第9条 受注者は、工事検査時にマフジスト原本を提示する。

第10条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

第11条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督局と協議するものとする。

第12条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督局と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕書書

第1条 この特記仕書書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持せざるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕書書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付国土交通省住宅局建築指導課）による。

第2条 この特記仕書書における用語の定義は、次の各号による。

- 1 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
- 2 発注者とは、本工事の発注者をいう。
- 3 受注者とは、本工事の受注者をいう。
- 4 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
- 5 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
- 6 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
- 7 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

第3条 製造者は、製造した昇降機の部品等若くは、昇降機の引渡しから起算し耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。

第4条 製造者は、適切な維持管理を行うことができよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。

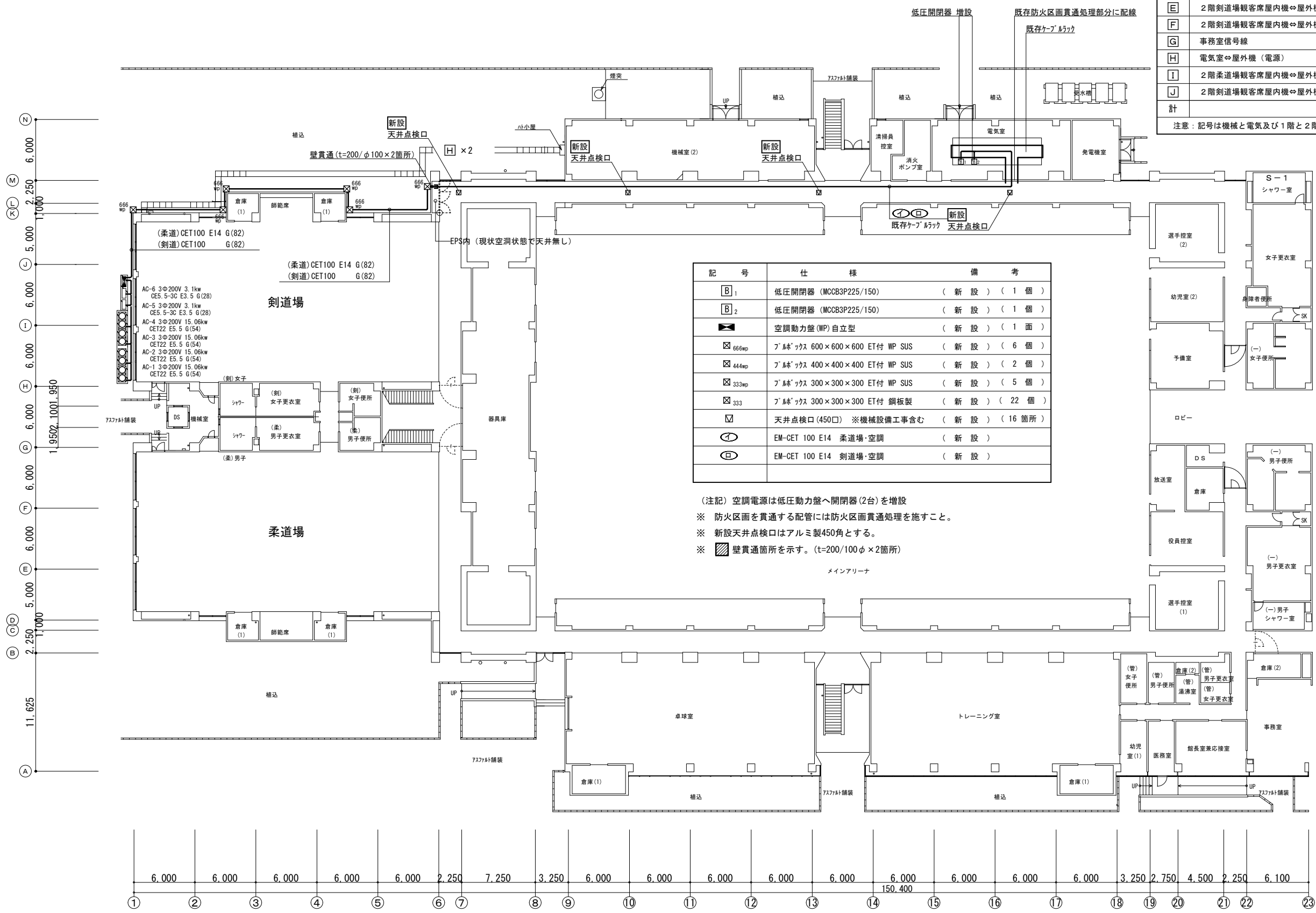
第5条 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。

第6条 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。

第7条 この特記仕書書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定める。

官公庁等打ち合わせ機関
建築：_____
昇降機：_____
施設管理者：_____
電力会社：_____
電話会社：_____
ケーブルテレビ会社：_____
消防本部：_____

工 事 名 称		 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所 1 級 建 築 士 登 録 149107号 林 秀 樹 T E L 行 田 (0 4 8) 5 5 6 - 3 3 7 8			図 名		図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事			福 島		並 木	朝 見	A1 : S=NS A3 : S=NS	2026(令和08)年7月					電気設備工事特記仕様書（1）			E - 0 1		



記号	防火区画貫通場所	ヶ所
A	柔道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
B	剣道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
C	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
D	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
E	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
F	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
G	事務室信号線	1ヶ所
H	電気室⇄屋外機（電源）	2ヶ所
I	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
J	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
計		13ヶ所

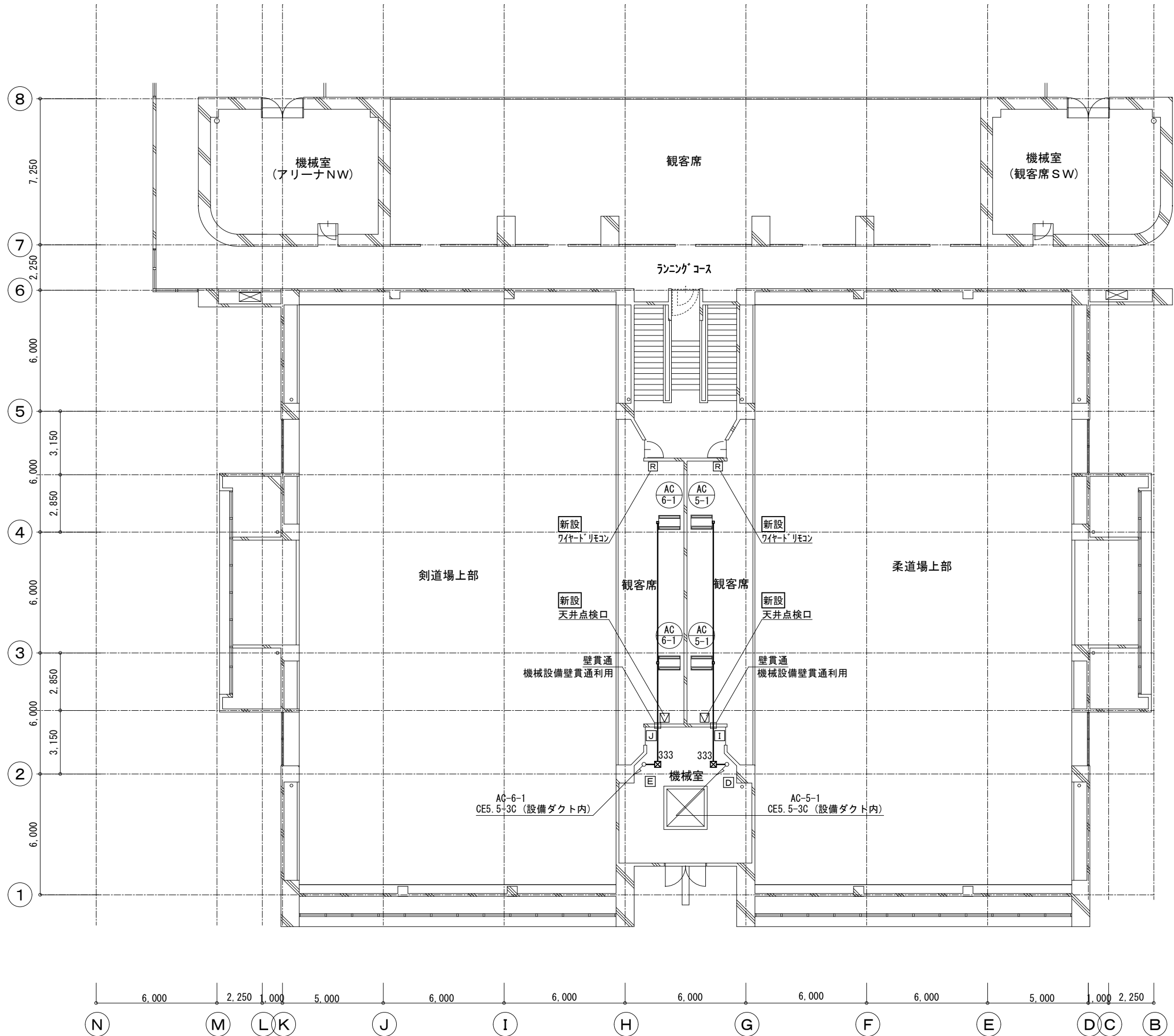
注意：記号は機械と電気及び1階と2階で共用する箇所が混在する。

記 号	仕 様	備 考
B ₁	低圧開閉器 (MCCB3P225/150)	(新 設) (1 個)
B ₂	低圧開閉器 (MCCB3P225/150)	(新 設) (1 個)
⚡	空調動力盤 (WP) 自立型	(新 設) (1 面)
666wp	ﾌﾞﾙｯｸｽ 600×600×600 ET付 WP SUS	(新 設) (6 個)
444wp	ﾌﾞﾙｯｸｽ 400×400×400 ET付 WP SUS	(新 設) (2 個)
333wp	ﾌﾞﾙｯｸｽ 300×300×300 ET付 WP SUS	(新 設) (5 個)
333	ﾌﾞﾙｯｸｽ 300×300×300 ET付 鋼板製	(新 設) (22 個)
☒	天井点検口 (450口) ※機械設備工事含む	(新 設) (16 箇所)
Ⓘ	EM-CET 100 E14 柔道場・空調	(新 設)
Ⓛ	EM-CET 100 E14 剣道場・空調	(新 設)

（注記）空調電源は低圧動力盤へ開閉器（2台）を増設
※ 防火区画を貫通する配管には防火区画貫通処理を施すこと。
※ 新設天井点検口はアルミ製450角とする。
※ 壁貫通箇所を示す。(t=200/100φ×2箇所)

幹線設備 1 階平面図

工 事 名 称	 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有限会社 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL 行田（048）556-3378	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木	朝 見	A1：S=1/200 A3：S=1/400	2026(令和08)年7月						幹線設備 1 階平面図	E-02



記号	防火区画貫通場所	ヶ所
A	柔道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
B	剣道場屋内機⇄屋外機（冷媒管、動力線、信号線を共用）	2ヶ所
C	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
D	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
E	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（電源）	1ヶ所
F	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管）	1ヶ所
G	事務室信号線	1ヶ所
H	電気室⇄屋外機（電源）	2ヶ所
I	2階柔道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
J	2階剣道場観客席屋内機⇄屋外機（冷媒管、電源）	1ヶ所
計		13ヶ所
注意：記号は機械と電気及び1階と2階で共用する箇所が混在する。		

※ 防火区画を貫通する配管には防火区画貫通処理を施すこと。

凡例	仕 様
	天井点検口：アルミ製 450角（2箇所）
	ワイヤードリモン：壁付け（2箇所）

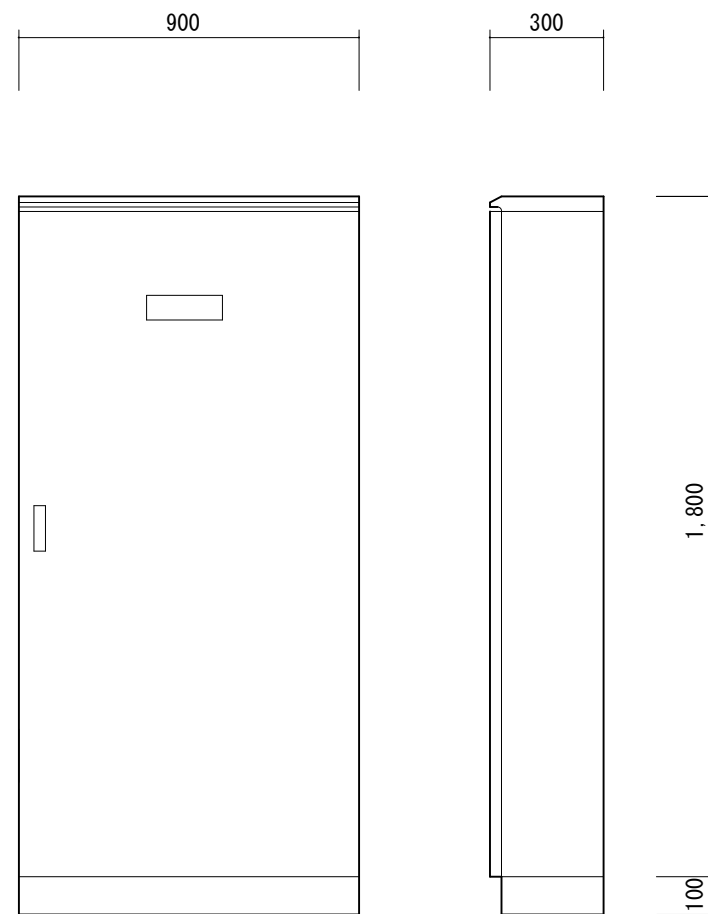
動力設備 2 階平面図

工 事 名 称		 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士登録149107号 林 秀樹 TEL 行田（048）556-3378	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事			福 島		並 木	朝 見	A1：S=1/100 A3：S=1/200	2026(令和08)年7月						動力設備2階平面図	E-04



工 事 名 称	 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日			有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所 1 級 建 築 士 登 録 149107 号 林 秀 樹 T E L 行 田 (0 4 8) 5 5 6 - 3 3 7 8	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木	朝 見	A1 : S=N/S A3 : S=N/S	2026(令和08)年7月					高圧受変電設備図	E - 0 6

空調動力盤リスト

[illegible]

<正面>

<側面>

AC-1～AC-6のエアコン運転操作用配線EM-CEE (1.25mm-2C) を
既存日立製集中リモコン (RPK-GP56KA) に接続のこと。
※プログラム修正有り

事務室中央監視盤集中リモコン部分正面図 S=1/10

工 事 名 称	 行田市 建設部営繕課	担 当	主 査	主 幹	課 長	縮 尺	設 計 年 月 日	変 更 年 月 日				有 限 公 司 林 建 築 設 計 事 務 所	図 名	図 番
行田市総合体育館柔道場及び剣道場空調設備設置工事		福 島		並 木	朝 見	A1：S=N/S A3：S=N/S	2026(令和08)年7月					1 級 建 築 士 登 録 149107 号 林 秀 樹 T E L 行 田 (0 4 8) 5 5 6 - 3 3 7 8	空調動力盤 結線図	E - 0 7

